

審査基準

第1 社会福祉法人以外は、社会福祉法第62条第4項に掲げる基準

項目及び内容
1 当該事業を経営するために必要な経済的基礎があること。 ○ 直前期末における決算が債務超過に陥っていないこと。
2 当該事業の経営者が社会的信望を有すること。 ○ これまでの社会福祉事業への関与等の実績や社会貢献活動の経験等の状況を総合的に勘案し、社会的信望を有していると認められること。
3 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する経験、熱意、能力を有すること。 ○ 実務を担当する幹部職員の社会福祉事業での経験、社会福祉に関わる資格等を総合的に勘案し、本事業の担当として適当であると認められること。
4 当該事業の経理が他の経理と分離できる等その性格が社会福祉法人に準ずるものであること。 ○ 本事業の運営以外の事業を併せて行う時は、本事業と明確に区分経理を行うこと。
5 脱税その他不正の目的で当該事業を経営しようとするものでないこと。 ○ 脱税その他不正の目的で本事業を運営しようとするものでないことが、総合的に勘案し、判断できること。

第2

住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業（介護職支援コース）に係る就労支援業務運営関係提案内容評点基準

審査項目及び審査内容	点数
ア 就労支援業務の運営方針 ① 社会情勢や事業の趣旨を十分理解した上で、事業を取り組む姿勢があるか。 ② 事業目的に沿っているか。	20
イ 就労支援業務を運営する上での職員体制 ① 人員体制が具体的に示されており、業務遂行の確実性が期待できるか。 ② 相談業務に必要な資格、経歴等を有する職員の確保ができているか。 ③ 効率性の観点から、妥当な人数と考えられるか。	20
ウ 事業対象者への事業周知の方法 ① 提案内容に具体性があり実効性が期待させるか。	10
エ 事業対象者への就労支援の実施方法 ① 本体業務受託者との十分な連携が期待できるか。 ② 事業対象者の意向をくみ取れる方法がとられているか。 ③ 介護情報の収集と提供の方法に具体性があり実効性が期待できるか。 ④ 事業対象者の生活状況に応じた就職活動支援は実効性が期待できるか。	20

オ 事業対象者への就労後の具体的な支援策 ① 具体的な回数や支援体制の提案がなされているか。 ② 事業対象者が相談しやすい体制となっているか。	20
カ 医療、保健、福祉などの関係機関との連携 ① 医療・保健・福祉との連携の必要性を認識しているか。 ② 医療・保健・福祉との連携方法に具体性はあるか。 ③ 就労支援部門との連携について、具体的に示されているか。 ④ 連携内容が具体的に示され、その効果に期待ができるか。	10
キ 業務を運営するに当たって必要となる経費（概算） ① 運営経費の積算内容に具体性があり、かつ、実効性が期待できるか。 ② 事業の継続性が担保される経費となっているか。 ③ 経費の収支計画が妥当なものとなっているか。	10
ク サポートセンターの安全対策 ① 安全対策に具体性・実効性はあるか。 ② 個人情報の取り扱いについて、具体的に示されており、確実性が期待できるか。 ③ 苦情対応を適切に行うことができるか。	10
ケ その他（サポート事業への努力目標や独自提案がされているか） ① 努力目標への具体性はあるか。 ② 問題や課題に取り組む姿勢や対応における柔軟性はあるか。 ③ 法人として、独自の提案がされ、その確実性はあるか。 ④ 独自提案が、本事業として効果的なものとなっているか。	20

第3 事業者実績等提案内容評点基準

審査項目及び審査内容	点数
A 就労相談もしくは類似した事業について、実績があるか。 ○ 就労相談の実績及びノウハウはあるか。	10
B 法人の運営能力及び安定性が確保されているか。 ○ 法人の運営能力に信頼性があるか。 ○ 法人の経営に安定性があるか。 ※本項目については、選定委員の評価の平均が10点を下回った場合、選定委員会の合議により選定しないことができる。	20

（注1）第1の各項目については、委員の過半数をもって可否を決する。

（注2）第2及び第3の審査内容の配点基準：良い【配点×1.0】、やや良い【配点×0.8】、普通【配点×0.5】、やや悪い【配点×0.3】、悪い【配点×0.1】

（注3）審査の結果、応募者のうち最高得点の者を受託候補者として選定する。ただし、各委員の得点を合算し、総得点が一定の基準（220点×委員数×0.5）に満たない場合には、受託候補者として選定しないことができる。